

(証券コード7270)
平成21年6月2日

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿一丁目7番2号
富 士 重 工 業 株 式 会 社
代表取締役社長 森 郁 夫

第78期定時株主総会招集ご通知

拝啓 株主の皆様には平素よりご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第78期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

[郵送による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成21年6月23日(火)午後5時45分までに到着するようご返送ください。

[インターネット等による議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<http://www.it-soukai.com/>または<https://daiko.mizuho-tb.co.jp/>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、平成21年6月23日(火)午後5時45分までに、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネット等による議決権行使に際しましては、62頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成21年6月24日(水曜日)午前10時
2. 場 所 東京都新宿区西新宿二丁目7番2号
ハイアットリージェンシー東京(旧センチュリーハイアット東京)
地下1階 センチュリールーム

〔会場は昨年と同じですが、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違えのないようお願い申し上げます。〕

3. 会議の目的事項

- 報告事項**
1. 第78期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第78期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役7名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.fhi.co.jp/ir/index.html>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告 (平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における当社をとりまく経済環境は、年度後半において、サブプライムローン問題に端を発した金融危機の影響が実体経済へ急速に波及し、自動車を始めとする製品需要が低迷したことに加え、為替の円高進行、株安なども重なり大変厳しい状況となりました。

このようななかで、当社グループは平成19年2月に「すべてはお客様のために」をキーワードとして発表した中期経営計画の取り組みに基づく新商品として、平成20年6月には多人数乗り車「エクシーガ」、平成20年11月にはダイハツ工業株式会社からOEM供給(相手先ブランドでの製品供給)を受けたコンパクトカー「デックス」を国内市場で発売するなど市場ニーズに合わせた商品を投入いたしました。

加えて、経営環境が従来以上のスピードで激変するなか、当社は緊急対策として、あらゆるコストの削減に取り組むとともに、今後、厳しい経済環境の中でも利益を確保することを目指し、企業の構造改革をスタートさせ、体質改善に取り組んでまいりました。

このような取り組みを進めてまいりましたが、当社をとりまく厳しい経済環境の影響を受けたことなどにより、当連結会計年度の連結決算は次のとおりとなりました。

売上高は、自動車需要の低迷による売上台数の減少に加え、円高による為替レート差の影響などにより、1兆4,458億円と前期に比べ1,266億円(8.0%)の減収となりました。

利益面につきましては、円高による為替レート差の影響や新型車投入に伴う費用の増加などにより、営業損失が58億円と前期に比べ515億円の減益となり、経常損失につきましても、46億円と前期に比べ500億円の減益となりました。また、当期純損失につきましては、繰延税金資産の取崩しを実施したことに加え、当社の取引先であるエクリップス社に対する債権等の回収不能の発生やWRC(世界ラリー選手権)撤退に関わる特別損失を計上したことなどにより、699億円と前期に比べ884億円の減益となりました。

なお、当社は株主の皆様の利益を重要な経営課題と位置付け、業績や配当性向などを総合的に考慮しながら、長期的に安定した配当の維持を基本としてまいりましたが、経営環境の急変に伴う業績の悪化に加え、来期以降も引き続き厳しい経営環境が予想されること

などを総合的に勘案いたしまして、当期末の配当につきましては無配とさせていただきます。

次に事業別の概況をご報告いたします。

自動車事業

国内につきましては、年度後半に米国の金融危機に端を発する世界的な景気後退による消費の落ち込みを受け、国内における自動車の全体需要が470万台と前期に比べ11.6%の減少となりました。

このようななかで、スバルの国内の登録車につきましては、平成20年6月に「エクシーガ」、平成20年11月に「デックス」と新型車を発売いたしましたが、「レガシィ」、「インプレッサ」が全体需要の落ち込みの影響を受け、売上台数では70千台と前期に比べ8千台（10.2%）の減少となりました。

一方、軽自動車につきましては、全体需要の減速や現行車種のモデル長期化の影響などにより、売上台数は109千台と前期に比べ22千台（16.8%）の減少となりました。

これらの結果、国内における売上台数の合計は179千台と前期に比べ30千台（14.3%）の減少となりました。

海外につきましては、上半期は新型「フォレスター」や欧州に投入した「レガシィディーゼル」が販売に貢献したことなどにより、海外全体の売上台数が前年同期を上回りました。一方、下半期は世界的な金融危機に端を発した景気の悪化による全体需要の低迷や急激な円高の影響などにより前年同期を下回りました。これらの結果、当連結会計年度の海外全体の売上台数は377千台と前期と比べ11千台（2.9%）の減少となりました。

地域別には、中国で26千台と前期に比べ14千台（107.5%）の増加となり、好調を維持いたしましたが、北米で207千台と3千台（1.5%）の減少、ロシアを含む欧州で77千台と9千台（9.9%）の減少、豪州で37千台と3千台（8.7%）の減少、その他地域で29千台と10千台（25.1%）の減少となりました。

以上の結果、国内と海外を合わせた売上台数は555千台と前期に比べ41千台（6.9%）の減少となり、自動車事業全体の売上高は1兆3,163億円と前期に比べ1,049億円（7.4%）の減収となりました。

一方、商品・性能面につきましては、国内において、「エクシーガ」が「ドライバーだけでなく2、3列シートの同乗者全員もドライブの楽しさを共有できる」点を評価され、2008-2009日本カー・オブ・ザ・イヤーの特別賞「Most Fun賞」を受賞いたしました。ま

た、海外においては、米国で「フォレスター」が米国 I I H S（米国道路安全保険協会）の安全性評価で最高の評価である「トップセイフティピック賞」を獲得し、N C A P（New Car Assessment Program）衝突試験においても最高得点であるファイブスターを獲得するなど、安全面において極めて高い評価を得ることができました。

産業機器事業

国内につきましては、発電機完成品の販売は増加したものの、土木建設用エンジンなどが減少したことにより、売上高は前期を下回りました。

海外につきましては、世界同時不況前の受注が好調であったことにより、欧州向けエンジンは過去最高の販売台数を記録したものの、北米市場の景気低迷による影響が大きく、国内同様に売上高は前期を下回りました。

以上の結果、全体の売上高は349億円と前期に比べ58億円（14.3%）の減収となりました。

航空宇宙事業

防衛省向け製品では、無人機研究システムの納入進展などによる売上増があるものの、次期固定翼哨戒機・輸送機「X P - 1 / C X」および戦闘ヘリコプター「A H - 64 D」の売上減などにより、売上高は前期を下回りました。

一方、民間向け製品では、量産売上開始による「ボーイング787」の中央翼の納入増、中型ビジネスジェット機「H4000」の主翼の納入増などがあるものの、ボーイング社のストライキによる既存機種の新減産や「エクリプス500」の生産中止、秋以降の急激な円高による為替レート差の影響などもあり、売上高は前期を下回りました。

以上の結果、全体の売上高は809億円と前期に比べ188億円（18.9%）の減収となりました。

その他事業

大型風力発電システムの納入が売上増に寄与したことに加え、新たに子会社2社を完全連結したことなどにより、売上高は137億円と前期に比べ29億円（26.7%）の増収となりました。

事業別売上高

事業別名称	金額(百万円)	前期比(%)	構成比(%)
自動車事業	1,316,305	92.6	91.0
産業機器事業	34,912	85.8	2.4
航空宇宙事業	80,872	81.1	5.6
その他事業	13,701	126.7	1.0
合計	1,445,790	92.0	100.0

(注) 企業集団の内部売上高は除いております。

2. 設備投資等の状況

当期の設備投資額は580億円となりました。主な内容は自動車事業での新型車の生産設備、既存生産設備の合理化・省力化投資、研究開発、販売設備等であります。

3. 資金調達の状況

- (1) 当社は、平成20年7月14日にトヨタ自動車株式会社に61百万株の自己株式(売却金額1株につき510円)を譲渡し、総額311億円の資金調達をおこないました。
- (2) 当社は、総額240億円の商業ペーパー(資金調達のために発行する短期の約束手形)を発行し、総額766億円の借り入れをおこないました。
- (3) 当社子会社であるスバルファイナンス株式会社は、平成20年9月24日に100億円、平成21年3月26日に147億円のクレジット債権を流動化^{*1}いたしました。
- (4) 当社子会社であるスバル オブ インディアナ オートモーティブ インクは、総額3億ドルの借り入れをおこないました。
- (5) 当社は、総額490億円および総額1.5億ドル(当社子会社であるスバル オブ アメリカ インクと共通)のコミットメントライン契約^{*2}を締結しております。

※1 クレジット債権の流動化とは、オートローン債権をローン期限前に銀行へ売却し現金化することです。

※2 コミットメントライン契約とは、銀行等が、一定期間にわたり一定の融資枠を設定・維持し、その範囲内であれば顧客の請求に基づき、融資を実行することを約束する契約です。

4. CSR (Corporate Social Responsibility ; 企業の社会的責任) 活動への取り組み

当社は、中期経営計画の経営ビジョンのひとつに「社会的責任を全うする企業」という姿を掲げるとともに、「企業市民として、事業活動を通じて社会問題に対処すること」、「お客様や社会から信頼され、必要とされる企業」となることを目指してCSRの取り組みを進めております。

(環境保全活動の取り組み)

当社は、これまで平成5年、平成8年、平成14年に公表してきた環境自主取り組みを更に一歩進めた第4次(平成19年度から平成23年度までの5ヵ年)環境ボランティアプランを制定、公表いたしました。

この中では、常により高い環境保全目標を掲げるとともに法規制、業界との連携を含めた確かな環境対応を織り込み、これまで以上に「クリーンな商品を、クリーンな工場から、クリーンな物流により、クリーンな販売店を通してお客さまにお届けし、事業を通じて社会に貢献すること」を目標といたしました。

また、地球温暖化防止および環境負荷物質排出低減に関する具体的な取り組みとして、宇都宮製作所に引き続き、群馬製作所においても国内最大級の天然ガスコージェネレーションシステム(6,000kWクラス2機)および塗装工程における揮発性有機溶剤の使用量削減に向けた塗装水性化設備を導入いたしました。

更に、環境保全活動の要である国際規格ISO14001に関しては、本社を含む全事業所、国内の主要な関係会社に加えて北米地区を中心とした海外の生産拠点、販売店、研究開発拠点においてそれぞれ継続して認証を取得し、環境マネジメント・システムのレベルアップを図りつつ、グローバルに環境保全活動を推進しております。

(コンプライアンスの取り組み)

当社は、コンプライアンス委員会を設置し、重要なコンプライアンス事項に関する審議・協議、決定、情報交換・連絡をおこなっており、同委員会を中心に、コンプライアンスを全社員へ徹底するとともに、グループ各社への展開や教育を進めております。

また、当社はコンプライアンス・ホットライン制度を設けており、対象を国内グループ会社各社や派遣社員等まで拡大するなど、制度の充実を図っております。

あわせて、平成20年8月には、平成19年6月に経済産業省が公表した「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」の適正取引推進活動の一環として、個別取引に関する相談

窓口機能を活性化させるために購買関係（スバル自動車部門）のお取引様を対象とした適正取引推進相談窓口を設置し、運用を開始いたしました。

（社会貢献活動の取り組み）

当社は、年間10万人以上の小学生や一般のお客様をお迎えしている工場見学をはじめ、厚生施設の開放、各事業所の感謝祭など地域の皆様とのコミュニケーションを積極的に進めております。

また、当社硬式野球部による少年野球指導や陸上部による元日の地元群馬県で開催されるニューイヤー駅伝（全日本実業団対抗駅伝競走大会）への9年連続出場等の活動は地域にも親しまれております。

5. 対処すべき課題

今後の当社をとりまく経済環境につきましては、世界各国の政府経済対策の効果などにより景気悪化のスピードが緩やかになりつつありますが、急速な回復は難しいと認識しております。また、当社の業績につきましても、平成21年度の黒字回復は現時点では大変難しい状況となっております。

このようななかで、当社は今後、次の取り組みをおこなってまいります。

（緊急対策の実施）

当社は経営環境の急速な悪化に対応するための緊急対策として次の取り組みをおこなっております。

- (1) 投資計画の見直しに着手し、緊急性・投資効果の最大化を勘案して、既存計画の20%以上の削減を目指しております。
- (2) あらゆるコストをゼロベースから見直し、費用削減に努めております。
 - ・取締役賞与をゼロとし、取締役・役員報酬の10%カット、加えて幹部社員の賃金カットも実施しております。
 - ・グループ全体の費用削減として、国内販売会社の統括会社移行を前倒しで実施し、販売・管理業務の統合、効率化によって費用削減を実施しております。
 - ・また、全ての業務において効率化を図り、費用抑制に努めると共に組織のスリム化を進めております。
- (3) 急速な自動車需要の変化に対応するため、迅速な在庫調整、生産調整を実施しております。

(中期経営計画に基づく新商品投入、試験研究)

当社は中期経営計画に基づく次の取り組みをおこない、今後の業績回復に繋げてまいります。

当社は、先月5月に基幹車種である「レガシィ」を全面改良し、新商品として国内市場で発売いたしました。当社はこの新型「レガシィ」を全世界へ順次展開し、今後の業績回復に向けた販売の牽引役としてまいります。

また、電気自動車元年とも言われる今年、電気自動車「プラグイン ステラ」の発売(法人、官公庁向け)を夏に予定しており、首都圏を中心に170台程度の供給を計画しております。今後、当社は電気自動車の普及・啓発を進め、車の環境負荷低減に取り組んでまいります。

一方、将来の糧としての試験研究につきましては、電気自動車を始めとする環境技術の開発を推し進めるとともに、安全技術に関する開発につきましても積極的な取り組みをおこなっております。当社は国土交通省が推進する先進安全自動車(A-SV)推進計画に参画しており、交通事故を未然に防ぐための安全運転支援システムの技術開発・実用化を進めております。今後も、これらの技術開発には、一層の効率化を図りながらも、引き続き積極的な取り組みをおこなってまいります。

(トヨタグループとのアライアンス)

「トヨタグループとのアライアンス」に関しましては、当社は平成20年4月10日に「すべてはお客様のために」をキーワードとした中期経営計画(平成19年度から平成22年度までの4年間)の取り組みをより確実なものとするためにトヨタ自動車株式会社(以下トヨタ)およびダイハツ工業株式会社(以下ダイハツ)と開発・生産における協力関係を発展させ、各社の持つ技術力を活用して新たな商品ラインナップと開発・生産体制を構築していくことに合意いたしました。

具体的な合意内容につきましては次のとおり、一部見直しはあるものの、環境の急激な変化に対応しながら着々と進捗しており、トヨタグループとのWin-Winの関係を維持しながら、最大限の努力を払い、この逆境を乗り越えてまいります。

(1) ダイハツから当社へのOEM供給

今年後半に始まるダイハツからの軽自動車のOEM供給は計画通りに進んでおり、その後も順次、車種毎に切り替えをおこなってまいります。

(2) トヨタから当社への小型車のOEM供給

トヨタからの小型車のOEM供給につきましても予定通り検討が進められております。

(3) 小型スポーツカーの共同開発

トヨタとの小型スポーツカーの共同開発は現在、順調に進捗しており、当初のコンセプトに加えて、一層の動力性能、環境特性の向上に取り組んでおります。

(4) 既存工場のリニューアル

投資額抑制のため、共同開発車を生産する新工場建設を見直し、既存工場のリニューアルで対応することといたします。なお、生産設備は必要に応じて順次最新化してまいります。

(国内販売体制の刷新)

当社は、中期経営計画の基軸である「お客様第一」を一層徹底するとともに、協業を活用したスバル車の新たな商品展開に適した国内販売体制構築のため、平成20年10月から近畿地区、九州地区を皮切りに当社出資の国内販売会社の統括会社体制への移行を進めてきております。

また、昨年の世界的な金融危機以降の景気減退による自動車市場の低迷やお客様ニーズの高度化・多様化への対応など、販売会社の厳しい経営環境に鑑み、早期に地域密着型の営業活動を実現すると同時に合理的な経営体制を確立することが必要と判断し、新体制への完全移行を当初の平成21年秋から平成21年4月に前倒して実施いたしました。

具体的には、平成21年4月1日付で新たに4地区（東北地区、甲信越・北陸地区、東海地区、中国・四国地区）において統括会社体制へ移行いたしました。これにより、国内のスバル販売会社は46社体制（平成20年4月1日時点）から実質22社体制となりました。

以上のような取り組みを通じ、今後も中期経営計画で策定した「スバルらしさの追求」、「グローバル視点の販売」、「品質・コスト競争力の強化」などのテーマは堅持しつつ、より一層のスピードをもって計画を推し進めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも引き続きご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

6. 財産および損益の状況の推移

企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	第75期 平成17年度	第76期 平成18年度	第77期 平成19年度	第78期（当期） 平成20年度
売上高	1,476,368百万円	1,494,817百万円	1,572,346百万円	1,445,790百万円
経常利益	46,768百万円	42,215百万円	45,437百万円	△4,600百万円
当期純利益	15,611百万円	31,899百万円	18,481百万円	△69,933百万円
1株当たり当期純利益	20.66円	44.46円	25.73円	△91.97円
総資産	1,348,400百万円	1,316,041百万円	1,296,388百万円	1,165,431百万円
純資産	465,522百万円	495,703百万円	494,423百万円	394,719百万円
1株当たり純資産額	649.41円	687.81円	687.02円	505.59円

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均株式数、1株当たり純資産額は期末発行済株式数により算出しており、自己株式を控除して算出しております。
2. 第76期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会平成17年12月9日 企業会計基準第5号）および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。

7. 重要な子会社の状況（平成21年3月31日現在）

(1) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
スバル オブ インディアナ オート モーティブ インク（S I A）	794,045千USドル	100.0%	自動車および部品の製造販売
スバル オブ アメリカ インク（SOA）	241千USドル	100.0%	自動車および部品販売
スバル カナダ インク（S C I）	30,000千CAドル	100.0%	自動車および部品販売
株式会社イータン	706百万円	51.0%	自動車用鍛造品の製造販売
富士機械株式会社	700百万円	100.0%	自動車用部品、産業用・農業用 ミッションの製造販売
スバルファイナンス株式会社	2,000百万円	100.0%	自動車の販売金融業務および リース業務
スバル興産株式会社	675百万円	100.0%	不動産の賃貸および管理
東京スバル株式会社	5,000百万円	100.0%	自動車および部品販売

(注) 当年度の連結子会社は上記8社を含む68社、持分法適用会社は15社であります。

(2) その他

当社は平成18年3月、トヨタ自動車株式会社と業務提携し、平成19年4月より当社の北米生産拠点であるスバル オブ インディアナ オートモーティブ インク (S I A) にてトヨタ車カマリの受託生産を開始いたしました。

また、平成20年4月にはトヨタ自動車株式会社、ダイハツ工業株式会社と開発・生産における協力関係を発展させ、各社の持つ技術力を活用して、新たな商品ラインナップ、開発体制を構築していくことで合意いたしました。

なお、平成21年3月末現在、トヨタ自動車株式会社の当社への出資比率は16.48%であります。

8. 主要な事業内容 (平成21年3月31日現在)

事業別名称	主 要 製 品
自動車事業	レガシィ、インプレッサ、フォレスター、トライベッカ、エクシーガ、デックス、ステラ、R1、R2、プレオ、サンバー
産業機器事業	ロビンエンジン、エンジンジェネレーター、ポンプ
航空宇宙事業	航空機、宇宙関連機器部品
その他事業	塵芥収集車、風力発電システム、特殊車両、不動産賃貸

9. 主要な事業所等 (平成21年3月31日現在)

(1) 当社

名 称	所 在 地
本 社	東京都新宿区
東 京 事 業 所	東京都三鷹市
群 馬 製 作 所	群馬県太田市、邑楽郡大泉町、伊勢崎市
埼 玉 製 作 所	埼玉県北本市
宇 都 宮 製 作 所	栃木県宇都宮市、愛知県半田市

(2) 国内子会社

名 称	所 在 地
株 式 会 社 イ チ タ ン	群 馬 県 太 田 市
富 士 機 械 株 式 会 社	群 馬 県 前 橋 市
スバルファイナンス株式会社	東 京 都 渋 谷 区
スバル興産株式会社	東 京 都 新 宿 区
東 京 ス バ ル 株 式 会 社	東 京 都 渋 谷 区

(3) 海外子会社

名 称	所 在 地
スバル オブ インディアナ オート モーティブ インク (SIA)	アメリカ合衆国インディアナ州ラファイエット
スバル オブ アメリカ インク (SOA)	アメリカ合衆国ニュージャージー州チェリーヒル
スバル カナダ インク (SCI)	カナダ オンタリオ州 ミシサガ

10. 使用人の状況（平成21年3月31日現在）

(1) 企業集団の使用人の状況

事 業 別 名 称	使用人数（前期末比増減）
自 動 車 事 業	23,798名（791名増）
産 業 機 器 事 業	660名（39名増）
航 空 宇 宙 事 業	2,289名（54名増）
そ の 他 事 業	912名（371名増）
合 計	27,659名（1,255名増）

(注) 使用人数は就業人員数であります。

(2) 当社の使用人の状況

使用人数（前期末比増減）	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
12,137名（228名増）	38.7歳	18.0年

(注) 使用人数は就業人員数であり、臨時雇用者数（期間工、アルバイト、パートタイマー、外部からの派遣社員、応援、ゲストエンジニア）は含んでおりません。

11. 主要な借入先の状況（平成21年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株式会社みずほコーポレート銀行	34,200百万円
株式会社群馬銀行	11,430
株式会社三井住友銀行	10,000
株式会社足利銀行	6,620
三菱UFJ信託銀行株式会社	6,000
株式会社日本政策投資銀行	5,000

II. 会社の現況に関する事項

1. 株式に関する事項（平成21年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 1,500,000,000株
(2) 発行済株式の総数 782,865,873株（内、自己株式3,282,316株）
(3) 株主数 51,524名
(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	出 資 比 率
トヨタ自動車株式会社	129,000 ^{千株}	16.48 [%]
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	35,947	4.59
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4G）	35,903	4.59
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	33,272	4.25
ザバンクオブニューヨークメロンアズデポジタリーバンク フォーデポジタリーレシートホルダーズ	16,153	2.06
日本生命保険相互会社	15,986	2.04
スズキ株式会社	13,690	1.75
株式会社みずほコーポレート銀行	12,361	1.58
株式会社みずほ銀行	12,017	1.54
株式会社損害保険ジャパン	11,716	1.50

(注) 株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 新株予約権等に関する事項（平成21年3月31日現在）

当社役員が保有している新株予約権の状況

(1) 平成14年6月26日開催の定時株主総会の決議によるもの

新株予約権の数	1,029個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 1,029,000株 (新株予約権1個につき1,000株)
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使時の払込金額	498円
新株予約権の行使期間	平成16年8月1日から平成21年7月31日まで
新株予約権の行使の条件	(注)

- (注) 1. 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社の取締役、執行役員、監査役および従業員の地位を喪失した場合においても権利を行使することができる。ただし、50歳未満の従業員が自己都合により退職した場合は、権利行使請求権は失効する。
2. 新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合は、相続人が相続する。
3. 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。
4. その他の条件については、株主総会および取締役会決議に基づき、当社と当該取締役、執行役員、監査役および使用人との間で締結する「新株予約権申込証兼新株予約権割当契約」に定めるところによる。

当社役員の保有状況

区	分	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取	締	49個	49,000株	5名
監	査	25個	25,000株	2名

(2) 平成16年6月25日開催の定時株主総会の決議によるもの

新株予約権の数	1,921個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 1,921,000株 (新株予約権1個につき1,000株)
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使時の払込金額	594円
新株予約権の行使期間	平成18年8月1日から平成23年7月31日まで
新株予約権の行使の条件	(注)

- (注) 1. 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社の取締役、執行役員、監査役および従業員の地位を喪失した場合においても権利を行使することができる。ただし、50歳未満の従業員が自己都合により退職した場合は、権利行使請求権は失効する。
2. 新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合は、相続人が相続する。
3. 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。
4. その他の条件については、株主総会および取締役会決議に基づき、当社と当該取締役、執行役員、監査役および使用人との間で締結する「新株予約権申込証兼新株予約権割当契約」に定めるところによる。

当社役員の保有状況

区 分	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取 締 役	143個	143,000株	7名
監 査 役	40個	40,000株	2名

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（平成21年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当	他の法人等の代表状況等
代表取締役社長	森 郁 夫		社団法人日本航空宇宙工業会 会長
代表取締役副社長	小 松 熙	スバル商品企画本部、スバル 技術本部、スバル技術研究 所、知的財産部	
代 表 取 締 役	高 木 俊 輔	秘書室、財務管理部、広報 部、情報企画部、総務部、法 務部、監査部	スバルファイナンス株式会社 代表取締役社長
取 締 役	及 川 博 之	スバル製造本部、スバル購買 本部、スバル原価企画管理本 部、スバル オブ インディ アナ オートモーティブ イ ンク	
取 締 役	松 尾 則 久	航空宇宙カンパニー、エコテ クノロジーカンパニー	
取 締 役	奥 原 一 成	人事部、スバル国内営業本 部、スバル部品用品本部、ス バルカスタマーセンター	
取 締 役	長 門 正 貢	スバルグローバルマーケティ ング本部、スバル海外第一営 業本部、スバル海外第二営業 本部、スバル オブ アメリ カ インク	
取 締 役	近 藤 潤	戦略本部、スバル品質保証本 部、産業機器カンパニー	
常 勤 監 査 役	街 風 武 雄		
常 勤 監 査 役	石 丸 雍 二		
常 勤 監 査 役	今 井 伸 茂		
監 査 役	宮 川 義 一		

- (注) 1. 取締役近藤潤氏は平成20年6月25日開催の第77期定時株主総会において新たに選任されました。
2. 監査役今井伸茂、宮川義一の両氏は平成20年6月25日開催の第77期定時株主総会において新たに選任されました。

3. なお、取締役鷺頭正一氏ならびに監査役谷代正毅、田代守彦の両氏は平成20年6月25日開催の第77期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。
4. 監査役今井伸茂、宮川義一の両氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
5. 監査役街風武雄氏は当社経理部長としての職務経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 代表取締役高木俊輔氏は平成21年4月1日付にてスバルファイナンス株式会社代表取締役社長を退任いたしました。

(2) 取締役および監査役の重要な兼職の状況（ただし(1)に記載したものは除く。）

<取締役>	重 要 な 兼 職 の 状 況	
氏 名	兼 職 す る 会 社 、 法 人 等	地 位
森 郁 夫	スバル オブ インディアナ オートモーティブ インク スバル オブ アメリカ インク 財団法人 日本航空機開発協会 財団法人 航空機国際共同開発促進基金	取 締 役 取 締 役 理 事 理 事
及 川 博 之	スバル オブ インディアナ オートモーティブ インク	取 締 役
松 尾 則 久	輸送機工業株式会社 富士航空整備株式会社 株式会社エフ・エー・エス 富士エアロスペーステクノロジー株式会社 財団法人 日本航空機開発協会 財団法人 次世代金属・複合材料研究開発協会	取 締 役 (注 1) 監 査 役 (注 1) 取 締 役 (注 1) 監 査 役 (注 1) 理 事 理 事
長 門 正 貢	スバル オブ アメリカ インク	取 締 役
近 藤 潤	スバル オブ インディアナ オートモーティブ インク スバル オブ アメリカ インク	取 締 役 (注 2) 取 締 役 (注 1)

- (注) 1. 平成21年3月31日付で退任いたしました。
2. 平成21年4月1日付で退任いたしました。

<監査役>	重 要 な 兼 職 の 状 況	
氏 名	兼 職 す る 会 社 、 法 人 等	地 位
街 風 武 雄	東京スバル株式会社 大阪スバル株式会社	監 査 役 監 査 役
石 丸 雍 二	スバル興産株式会社 名古屋スバル自動車株式会社	監 査 役 監 査 役

(3) 取締役および監査役の報酬等の額

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数 (名)	報酬等の総額 (百万円)
取 締 役	9	296
監 査 役 (うち社外監査役)	6 (4)	82 (33)
合 計	15	378

(注) 1. 上表には、平成20年6月25日開催の第77期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名および社外監査役2名を対象に含んでおります。当事業年度末においては、取締役は8名、監査役は4名（うち社外監査役2名）であります。

② 上記以外の報酬等

第77期定時株主総会終結の時をもって退任した社外監査役2名に対しては、平成19年6月26日開催の第76期定時株主総会における役員退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金打ち切り支給に関する決議に基づき、総額14百万円を支給いたしました。なお、当該決議に基づく今後の支給予定残高の総額は、取締役6名に対し79百万円、監査役2名に対し18百万円であります。

(4) 社外役員に関する事項

① 当事業年度における主な活動状況

氏 名	地 位	主 な 活 動 状 況
今 井 伸 茂	社 外 監 査 役	平成20年6月25日の就任以降、当期末までの間に開催された取締役会16回の全てに、また、監査役会11回の全てに出席し、必要に応じ、主に経験豊富な経営者の観点から発言をおこなっております。
宮 川 義 一	社 外 監 査 役	平成20年6月25日の就任以降、当期末までの間に開催された取締役会16回のうち12回に、また、監査役会11回のうち9回に出席し、必要に応じ、主に経験豊富な経営者の観点から発言をおこなっております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外監査役とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、500万円または法令が規定する金額のいずれか高い額としております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

あずさ監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る報酬等の額	176百万円
②当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	202百万円

- (注) 1. 当社の重要な子会社の内、株式会社イチタンおよびスバル興産株式会社は当社の監査法人以外の監査法人の監査を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「財務報告に係る内部統制構築アドバイザー業務」を委託しております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、その必要があると判断したときは、監査役会の同意を得て、または監査役会の請求により会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提案いたします。

Ⅲ. 会社の体制および方針

1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役による法令等違反行為の予防措置として、以下の体制を整備する。

- ① 取締役および監査役は、各種会議への出席、りん議書の閲覧、執行役員・使用人からの業務報告等により、他の取締役の職務執行の監督、監査を実効的に行うための体制を整備する。
- ② コンプライアンス規程を定め、取締役が法令・定款・社内規程を遵守するための体制を整備する。
- ③ 執行役員・使用人が取締役の職務執行上の法令・定款違反行為等を発見した場合の社内報告体制として内部通報制度（コンプライアンス・ホットライン）を定める。
- ④ 必要に応じて、取締役を対象とした、外部の専門家によるコンプライアンス等に関する研修を行う。
- ⑤ 取締役は他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合、直ちに監査役および取締役会に報告し是正処置を講じる。

(2) その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備

- ① 取締役の職務の執行に係る情報の保存・管理に関する体制
 - ・ 取締役会議事録、りん議書、その他取締役の職務の執行に係る文書およびその他の情報の保存、管理に関して社内規程を定め、その規程および法令に従い、適切に当該情報の保存および管理を行う。
- ② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・ 当社は、コンプライアンス、環境、品質、その他のリスクについて、リスクの現実化と拡大を防止するため、各部門の業務に応じて、規程、マニュアル、ガイドライン等を定める。
 - ・ 事業性のリスクについては取締役が一定の決裁ルールに従い精査し、あわせて、各部門・カンパニーそれぞれによる管理と、戦略本部を中心とした本社共通部門による全社横断的な管理を行う。

- ・全社的な緊急連絡体制を整備し、緊急時における迅速な対応と損失の拡大防止を図る。
- ③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・取締役ごとに職務執行の担当部門を定める。
 - ・各取締役は担当部門の執行役員へ権限を委譲し配分することで職務の執行の迅速化を図る一方、業務報告を定期的に受けることで執行役員・使用人の業務執行を監督する。
 - ・取締役会で審議する案件を、事前に経営会議（取締役会の事前審議機関で全社的経営案件を審議する会議）や執行会議（各執行部門の意思決定機関）にて審議し、問題点を整理することで、取締役会における審議の効率化を図る。
- ④ 執行役員・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
- ・コンプライアンス規程を定め、執行役員・使用人が法令・定款・社内規程を遵守するための体制を整備する。
 - ・コンプライアンスの実践を推進するため、コンプライアンス委員会を設置し、重要なコンプライアンス事項に関する審議・協議、決定、情報交換・連絡を行う。
 - ・執行役員・使用人を対象に、計画的にコンプライアンス講習会等の教育を実施し、コンプライアンス啓発に取り組む。
 - ・執行役員・使用人が業務上の違法行為等を発見した場合の社内報告体制として内部通報制度（コンプライアンス・ホットライン）を定める。
 - ・内部監査部門として監査部を設置する。
- ⑤ 企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・国内外の関係会社（以下、関係会社）の事業管理を行うため、関係会社ごとの担当部門を定める。
 - ・内部監査の組織として監査部を設置し、関係会社の業務監査を実施する。
 - ・国内関係会社の監査役を定期的に召集し、国内関係会社における監査機能強化のための意見交換等を行う。
 - ・当社の執行役員・使用人に一部国内関係会社の監査役を兼務させ、監査機能の強化を図る。
 - ・前記④の内部通報制度（コンプライアンス・ホットライン）を、国内関係会社にも適用する。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における使用人に関する事項
- ・ 監査役の求めに応じ、監査役の職務を補助するため、当社の使用人から1名以上のスタッフを配置する。
- ⑦ 前記⑥の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ・ 当該補助スタッフが業務執行を行う役職を兼務する場合において、監査役補助業務の遂行については取締役および執行部は干渉しないこととし、監査役からの指揮命令の独立性を確保する。
 - ・ 当該補助スタッフの人事については監査役会の同意を必要とする。
- ⑧ 取締役・執行役員・使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制および監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 監査役が取締役・執行役員・使用人から定期的に職務の執行状況について報告を受けられるよう規程を定める。
 - ・ 監査役が必要に応じ各事業部門等にて取締役・執行役員・使用人へ職務の執行状況について報告を求めることができるよう規程を定め、監査役が必要に応じ情報収集できる体制を整備する。
 - ・ 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項、重大な法令・定款違反、その他コンプライアンス上重要な事項が生じた場合、監査役へ報告する。
 - ・ 監査役は、重要なコンプライアンス事項の審議・協議、決定、情報交換・連絡を行う組織であるコンプライアンス委員会に出席する。
 - ・ 監査役は、代表取締役、取締役、会計監査人と定期的に意見交換会を開催する。

2. 株式会社の支配に関する基本方針

特記すべき事項はありません。

連結貸借対照表 (平成21年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	586,023	流 動 負 債	561,248
現金及び預金	78,151	支払手形及び買掛金	148,015
受取手形及び売掛金	82,352	短期借入金	225,149
リース投資資産	27,074	コマーシャル・ペーパー	24,000
有価証券	11,439	1年内返済予定の長期借入金	21,956
商品及び製品	128,645	未払法人税等	2,062
仕掛品	96,425	未払費用	50,524
原材料及び貯蔵品	34,249	賞与引当金	14,141
繰延税金資産	15,918	製品保証引当金	17,934
短期貸付金	59,434	工事損失引当金	760
その他	53,845	その他	56,707
貸倒引当金	△1,509	固 定 負 債	209,464
固 定 資 産	579,408	社 債	60,000
(有形固定資産)	468,059	長期借入金	50,583
建物及び構築物(純額)	123,403	繰延税金負債	7,448
機械装置及び運搬具(純額)	108,077	退職給付引当金	36,997
土地	183,741	役員退職慰労引当金	702
リース資産(純額)	20,765	債務保証損失引当金	745
建設仮勘定	12,287	その他	52,989
その他(純額)	19,786	負 債 合 計	770,712
(無形固定資産)	13,972	純 資 産 の 部	
その他	13,972	株 主 資 本	438,373
(投資その他の資産)	97,377	資 本 金	153,795
投資有価証券	51,838	資本剰余金	160,071
長期貸付金	3,334	利益剰余金	126,593
繰延税金資産	10,702	自己株式	△2,086
その他	37,428	評 価 ・ 換 算 差 額 等	△44,427
貸倒引当金	△5,925	その他有価証券評価差額金	3,002
資 産 合 計	1,165,431	為替換算調整勘定	△47,429
		少 数 株 主 持 分	773
		純 資 産 合 計	394,719
		負 債 純 資 産 合 計	1,165,431

連結損益計算書

(自 平成20年4月1日
至 平成21年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		1,445,790
売上原価		1,164,564
売上総利益		281,226
販売費及び一般管理費		287,029
営業損失		5,803
営業外収益		
受取利息	2,663	
受取配当金	1,080	
持分法による投資利益	926	
不動産賃貸料	586	
為替差益	7,769	
その他	1,779	14,803
営業外費用		
支払利息	3,315	
デリバティブ評価損	5,296	
その他	4,989	13,600
経常損失		4,600
特別利益		
固定資産売却益	357	
投資有価証券売却益	673	
退職給付制度改定益	845	
貸付債権譲渡益	837	
その他	1,156	3,868
特別損失		
固定資産除売却損	3,809	
減損損失	1,045	
投資有価証券売却損	468	
投資有価証券評価損	1,072	
貸倒引当金繰入額	2,640	
工事損失引当金繰入額	2,901	
その他	8,850	20,785
税金等調整前当期純損失		21,517
法人税、住民税及び事業税	6,637	
法人税等調整額	41,961	48,598
少数株主利益		△182
当期純損失		69,933

連結株主資本等変動計算書(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
株主資本	
資本金	
前期末残高	153,795
当期末残高	153,795
資本剰余金	
前期末残高	160,098
当期変動額	
自己株式の処分	△27
当期変動額合計	△27
当期末残高	160,071
利益剰余金	
前期末残高	227,789
在外子会社の会計処理の変更に伴う増減	△12,115
当期変動額	
剰余金の配当	△6,742
当期純損失	△69,933
自己株式の処分	△7,309
連結範囲の変動	△43
持分法の適用範囲の変動	72
その他	△5,126
当期変動額合計	△89,081
当期末残高	126,593
自己株式	
前期末残高	△40,538
当期変動額	
自己株式の取得	△50
自己株式の処分	38,502
当期変動額合計	38,452
当期末残高	△2,086
株主資本合計	
前期末残高	501,144
在外子会社の会計処理の変更に伴う増減	△12,115
当期変動額	
剰余金の配当	△6,742
当期純損失	△69,933
自己株式の取得	△50
自己株式の処分	31,166
連結範囲の変動	△43
持分法の適用範囲の変動	72
その他	△5,126
当期変動額合計	△50,656
当期末残高	438,373

科 目	金 額
評価・換算差額等	
其他有価証券評価差額金	
前期末残高	13,716
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△10,714
当期変動額合計	△10,714
当期末残高	3,002
為替換算調整勘定	
前期末残高	△21,463
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△25,966
当期変動額合計	△25,966
当期末残高	△47,429
評価・換算差額等合計	
前期末残高	△7,747
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△36,680
当期変動額合計	△36,680
当期末残高	△44,427
少数株主持分	
前期末残高	1,026
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△253
当期変動額合計	△253
当期末残高	773
純資産合計	
前期末残高	494,423
在外子会社の会計処理の変更に伴う増減	△12,115
当期変動額	
剰余金の配当	△6,742
当期純損失	△69,933
自己株式の取得	△50
自己株式の処分	31,166
連結範囲の変動	△43
持分法の適用範囲の変動	72
その他	△5,126
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△36,933
当期変動額合計	△87,589
当期末残高	394,719

注) 「在外子会社の会計処理の変更に伴う増減」は、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第18号 平成18年5月17日）適用に伴い、主に従来償却を行っていなかったのれんの償却を行ったことによるものであります。

利益剰余金の「その他」の内訳は以下のとおりであります。

在外子会社の包括利益	52百万円
在外子会社の決算日変更による増減額	△5,178百万円

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲及び持分法の適用に関する事項

(1) 連結子会社 68社

国内 49社……株式会社イチタン、富士機械株式会社、東京スバル株式会社、他46社

海外 19社……スバル オブ インディアナ オートモーティブ インク、
スバル オブ アメリカ インク、他17社

(2) 持分法適用会社 15社

国内 10社……株式会社ロビンサービス、フジ特車株式会社 他8社

海外 5社……スバル オブ チャイナ L T D. 、ロビン ヨーロッパ 他3社

(3) 非連結子会社及び持分法非適用会社のうち主要なものの名称…スバル ベネルクス

非連結子会社は、総資産、売上高、当期純利益及び利益剰余金等の観点から見て、いずれも小規模であり、全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

また、持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、重要性が乏しいため、持分法を適用せず原価法により評価しております。

2. 連結の範囲及び持分法適用の異動状況

(1) 連結子会社

(新規) 7社

(減少) 1社

スバルテクニカインターナショナル株式会社他6社は、重要性が増したため、当連結会計年度より持分法の適用範囲から連結の範囲に変更しております。なお、松本スバル自動車株式会社については、新長野スバル株式会社と統合しスバル信州株式会社となったことにより、連結子会社から除外しております。

(2) 持分法適用会社

(新規) 1社

(減少) 7社

スバル オブ チャイナ L T D. は重要性が増したため、当連結会計年度より新たに持分法の適用範囲に含めております。また、スバルテクニカインターナショナル株式会社他6社は、重要性が増したため、当連結会計年度より持分法の適用範囲から連結の範囲に変更しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、国内子会社及び主要な在外子会社は連結決算日と同一ですが、在外子会社のうち7社は12月31日であります。決算日が連結決算日と異なる在外子会社については、12月31日現在の決算財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引について調整を行った上で連結しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

満期保有目的の債券……償却原価法（定額法）であります。

その他有価証券

時価のあるもの

……決算期末日の市場価格等に基づく時価法であります。

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定しております。）

時価のないもの

……主として移動平均法による原価法であります。

②デリバティブ……時価法であります。

③たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産

……主として移動平均法による原価法（連結貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

……当社及び国内連結子会社は、主として定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）については定額法）を、在外連結子会社は所在地国の会計基準に規定する定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 8～50年

機械装置及び運搬具 2～12年

②無形固定資産（リース資産を除く）

……定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（3年及び5年間）に基づく定額法を採用しております。

③リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 重要な繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

- ①貸倒引当金……売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ②賞与引当金……従業員に対して支給する賞与に充てるため、会社が算定した当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。
- ③製品保証引当金……販売した製品のアフターサービスに対する費用の支出に備えるため、原則として保証書の約款に従い、過去の実績を基礎に将来の保証見込みを加味して計上しております。
- ④工事損失引当金……航空宇宙事業の受注工事の損失に備えるため、当連結会計年度末における未引渡工事のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、損失金額を合理的に見積もることができる工事について、当該損失見込額を工事損失引当金として計上しております。
- ⑤退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11～18年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として18年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。
- ⑥役員退職慰労引当金…子会社においては役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく連結会計年度末における要支給額を計上しております。
- ⑦債務保証損失引当金…債務保証の履行損失に備えるため、被保証先の財政状態等を勘案し、必要額を見積計上しております。

(5) 重要な外貨建資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

また、在外子会社の資産及び負債は、当該子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めて計上しております。

(6) 売上高の計上基準

- ①売上高のうち、航空宇宙事業の長期請負工事（工期1年超かつ請負金額1件50億円以上）については、工事進行基準により計上しております。
- ②国内連結子会社のファイナンス・リース取引に係る売上高については、リース取引開始日に計上しております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

当連結会計年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は次のとおりであります。

ヘッジ手段 ヘッジ対象

金利スワップ 借入金

③ヘッジ方針

リスク管理方針に基づき金利変動リスクをヘッジしております。

④ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動又はキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定することができ
るため、ヘッジの有効性の判断は省略しております。

(8) その他連結計算書類作成のための重要な事項

①消費税等の処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式を採用しております。

②金額表示の単位

金額表示の単位については、四捨五入により表示しております。

5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

6. のれんの償却に関する事項

のれん及び負ののれんの償却については、主として5年間の定額法により償却を行っております。

(会計方針の変更)

1. 連結子会社の事業年度等に関する事項の変更

従来、決算日が連結決算日と異なる在外子会社19社については、連結決算日との差異が3ヶ月以内であるため、当該在外子会社の事業年度の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については調整を行った上で連結しておりましたが、連結財務情報開示をより適正化するため、当連結会計年度より在外子会社12社について決算日を3月31日に変更しております。

決算日を変更した連結子会社

- ・スバル オブ アメリカ インク及びその子会社9社
- ・スバル オブ インディアナ オートモーティブ インク及びその子会社1社

2. 重要な資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、主として移動平均法による原価法によっておりましたが、当連結会計年度より、当社及び国内連結子会社は「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日）が適用されたことに伴い、主として移動平均法による原価法（連結貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。

これにより、当連結会計年度の営業損失、経常損失、税金等調整前当期純損失はそれぞれ3,220百万円増加しております。

3. 重要な引当金の計上基準

工事損失引当金

当連結会計年度より、当社は航空宇宙事業の受注工事の損失に備えるため、当連結会計年度末における未引渡工事のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、損失金額を合理的に見積もることができる工事について、当該損失見込額を工事損失引当金として計上しております。これは、当該損失の見込額に重要性が増したこと、また、財務内容の健全化と期間損益の一層の適正化を図るために行ったものであります。

これにより、当連結会計年度の営業損失、経常損失は433百万円減少し、税金等調整前当期純損失は2,468百万円増加しております。

4. クレジット販売に係る売上〔受取利息〕の計上方法の変更

当連結会計年度より、当社の国内金融子会社のクレジット販売に係る売上（受取利息）の計上方法について、均分法から78分法に変更しております。この変更は、当該子会社においてクレジットシステムの改修を契機に受取利息の厳格な管理が可能となったことに伴い、クレジット業務にかかる成果を、より適切に反映するために行われたものであります。

これによる当連結会計年度の売上高、営業損失及び経常損失への影響は軽微であります、税金等調整前当期純損失は1,043百万円減少しております。

5. リース取引に関する会計基準の適用

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に準じた会計処理によっておりましたが、当連結会計年度より、当社及び国内連結子会社は「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））を適用しております。

なお、リース取引会計基準の改正適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。これにより、当連結会計年度の営業損失、経常損失、税金等調整前当期純損失はそれぞれ2,513百万円減少しております。

上記の変更により、連結貸借対照表においては流動資産の「リース投資資産」が27,074百万円増加し、有形固定資産の「リース資産（純額）」が同額減少しております。

6. 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用
当連結会計年度より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第18号 平成18年5月17日）を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。

なお、損益に与える影響は軽微であります。

また、株主資本に与える影響については、連結株主資本等変動計算書に記載しております。

(追加情報)

有形固定資産の耐用年数の変更

当社及び国内連結子会社の機械装置について「減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令」が公布されたことにより、見直しを行ないました。

これにより、当連結会計年度の営業損失は1,595百万円、経常損失、税金等調整前当期純損失は1,609百万円、それぞれ増加しております。

(連結貸借対照表関係)

1. 有形固定資産に対する減価償却累計額	739,586百万円
2. 建物の連結貸借対照表計上額は、国庫補助金等による圧縮記帳額517百万円を直接控除して表示しております。	
3. リース資産は主として自社製品（車両）の賃貸資産であります。	
4. 担保に供している資産並びに担保付債務	
①担保資産	
受取手形及び売掛金	79百万円
建物及び構築物	18,180 "
機械装置及び運搬具	14 "
土地	33,083 "
合 計	51,356 "
②担保付債務	
短期借入金	40,891百万円
1年内返済予定の長期借入金	9,466 "
長期借入金	5,310 "
その他固定負債	1,991 "
合 計	57,658 "
5. 連結会社以外の者の、金融機関よりの借入金等に対する保証債務	
従業員	21,538百万円
スバル カナダ インクの取引先	7,597 "
その他	4,533 "
合 計	33,668 "
6. 輸出手形割引高	4,379百万円
7. 特別目的会社に対する譲渡資産残高 (自動車事業の貸付債権及び航空宇宙事業の売上債権)	63,634百万円

8. 連結子会社（スバルファイナンス株式会社）における、当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る貸出未実行残高は、次のとおりであります。

当座貸越契約及び貸出コミットメントの総額	6,020百万円
貸出実行残高	1,166 〃
差引額	4,854 〃

(連結損益計算書関係)

1. 特別利益

特別利益の「その他」1,156百万円には、当社の子会社のクレジット販売に係る利息計算を均分法から78分法へ変更した影響額1,001百万円を含みます。

2. 特別損失

(1) 減損損失

当連結会計年度において当社グループは、以下の資産について減損損失を計上しております。

用 途	場 所	種 類
販売店の事業用資産	長野県、島根県	建物、土地、他
遊休資産	北海道 他 3件	建物及び構築物、土地

減損損失を認識した販売店の事業用資産は販売会社毎に、遊休資産については個別の物件毎にグルーピングしております。

近年の不動産価格の下落及び収益性の悪化等により、上記の資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額しました。

結果、当該減少額（1,045百万円）を減損損失として特別損失に計上しました。

その内訳は、建物及び構築物 288百万円、土地 706百万円、その他 51百万円であります。なお、当該資産の回収可能価額は正味売却価額と使用価値のいずれか高い価額とし、正味売却価額は、路線価及び固定資産税評価額等に基づいて算定した見積価額から処分費用見込額を差し引いて算定、使用価値は将来キャッシュ・フロー見積額を主に 6.3%で割り引いて算定しております。

- (2) 当社の取引先であるEclipse Aviation Corporation（エクリップス社）が平成20年11月25日付けで米国において連邦破産法第11章の適用申請を行ってりましたが、債権者により、平成21年2月24日付けで連邦破産法第7章の申請がなされ、3月5日付けで受理され、管財人の選任も行われました。これに伴い、当該取引先に対する債権の取立不能または取立遅延及び資産の毀損のおそれが生じ、以下のとおり特別損失を計上しております。

「投資有価証券評価損」	521百万円
「貸倒引当金繰入額」	2,640百万円
「その他」（たな卸資産評価損）	5,737百万円

- (3) 「その他」8,850百万円の内訳は、上記のたな卸資産評価損5,737百万円及び、世界ラリー選手権（WRC）におけるワークス活動の終了に伴う損失3,030百万円であります。

3. 法人税等調整額

繰延税金資産の回収可能性を慎重に検討した結果、39,408百万円を取崩しております。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式に関する事項

(単位：株)

株式の種類	前連結会計年度末株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	782,865,873	—	—	782,865,873

2. 自己株式に関する事項

(単位：株)

株式の種類	前連結会計年度末株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	64,698,395	109,264	61,125,343	3,682,316

注) 当連結会計年度の自己株式の減少のうち61百万株は、トヨタ自動車株式会社への譲渡によるものであります。

3. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成20年6月25日 定時株主総会	普通株式	3,234百万円	4.5円	平成20年3月31日	平成20年6月26日
平成20年10月31日 取締役会	普通株式	3,508百万円	4.5円	平成20年9月30日	平成20年12月1日

4. その他

当社は、平成20年7月14日にトヨタ自動車株式会社へ自己株式を譲渡いたしました。(株式数61百万株、売却価額31,110百万円)

この結果、自己株式が38,424百万円減少し、売却差損は25百万円を資本剰余金の減少、7,289百万円を利益剰余金の減少として処理しております。

(1株当たり情報)

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 505円59銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | 91円97銭 |

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成21年 5月14日

富士重工業 株式会社
取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 高 橋 勉 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 野 村 哲 明 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 森 本 泰 行 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、富士重工業株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、富士重工業株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

- (1) 連結注記表の会計方針の変更に記載されているとおり、当連結会計年度より在外子会社12社について決算日を3月31日に変更している。
- (2) 連結注記表の会計方針の変更に記載されているとおり、会社および国内連結子会社は、当連結会計年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日）を適用している。
- (3) 連結注記表の会計方針の変更に記載されているとおり、会社は、当連結会計年度より航空宇宙事業の受注工事の損失に備えるため、損失の発生が見込まれ、かつ、損失金額を合理的に見積もることができる工事について、当該損失見込額を工事損失引当金として計上している。
- (4) 連結注記表の会計方針の変更に記載されているとおり、会社の国内金融子会社は当連結会計年度よりクレジット販売に係る売上（受取利息）の計上方法について、均分法から78分法に変更している。
- (5) 連結注記表の会計方針の変更に記載されているとおり、会社および国内連結子会社は、当連結会計年度より「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び、「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））を適用している。
- (6) 連結注記表の会計方針の変更に記載されているとおり、当連結会計年度より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第18号 平成18年5月17日）を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸借対照表 (平成21年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	401,590	流 動 負 債	305,074
現金及び預金	24,857	支払手形	2,066
受取手形	1,202	買掛金	144,661
売掛金	96,812	短期借入金	62,750
商品及び製品	23,090	コマーシャル・ペーパー	24,000
仕掛品	92,878	1年内返済予定の長期借入金	13,869
原材料及び貯蔵品	29,318	リース債務	68
前払費用	1,569	未払費用	12,291
関係会社短期貸付金	1,340	未払費用	22,268
1年内回収予定の	77,158	前受り	4,348
関係会社長期貸付金	20,900	預り	873
未収入金	25,893	前受り	195
未収消費税等	14,073	賞与引当金	8,860
その他	4,096	製品保証引当金	5,388
貸倒引当金	△11,596	工事損失引当金	760
固 定 資 産	418,806	そ の 他	2,677
(有形固定資産)	232,030	固 定 負 債	135,059
建物(純額)	50,720	社 債	60,000
構築物(純額)	6,434	長期借入金	39,698
機械及び装置(純額)	71,104	リース債務	193
航空機(純額)	9	繰延税金負債	2,523
車両運搬具(純額)	1,216	退職給付引当金	19,662
工具、器具及び備品(純額)	9,075	債務保証損失引当金	745
土地	91,446	長期未払金	11,091
リース資産(純額)	248	そ の 他	1,147
建設仮勘定	1,778	負 債 合 計	440,133
(無形固定資産)	8,429		
特許権	63	純 資 産 の 部	
借地権	11	株 主 資 本	377,305
商標権	4	資 本 金	153,795
ソフトウェア	7,783	資 本 剰 余 金	160,071
その他	568	資 本 準 備 金	160,071
(投資その他の資産)	178,347	利 益 剰 余 金	65,490
投資有価証券	23,934	利 益 準 備 金	7,901
関係会社株式	140,362	その他利益剰余金	57,589
出資	8	土地圧縮積立金	749
関係会社出資金	2,022	別 途 積 立 金	85,335
長期貸付金	5	繰越利益剰余金	△28,495
従業員に対する長期貸付金	114	自 己 株 式	△2,051
関係会社長期貸付金	8,130	評 価 ・ 換 算 差 額 等	2,958
破産更生債権等	9,348	その他有価証券評価差額金	2,958
長期前払費用	1,794	純 資 産 合 計	380,263
その他	3,129	負 債 純 資 産 合 計	820,396
投資損失引当金	△259		
貸倒引当金	△10,240		
資 産 合 計	820,396		

損益計算書

(自 平成20年4月1日
至 平成21年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		969,209
売上原価		861,081
売上総利益		108,128
販売費及び一般管理費		132,674
営業損失		24,546
営業外収益		
受取利息	893	
有価証券利息	41	
受取配当金	1,618	
不動産賃貸料	2,690	
為替差益	4,397	
その他	2,709	12,348
営業外費用		
支払利息	917	
社債利息	983	
デリバティブ評価損	5,278	
その他	5,464	12,642
経常損失		24,840
特別利益		
固定資産売却益	278	
投資有価証券売却益	1,610	
退職給付制度改定益	653	
投資損失引当金戻入	1,271	
その他	444	4,256
特別損失		
固定資産除売却損失	2,493	
減損損失	337	
投資有価証券売却損	666	
投資有価証券評価損	3,253	
貸倒引当金繰入額	5,874	
工事損失引当金繰入額	2,901	
投資損失引当金繰入額	259	
その他	8,834	24,617
税引前当期純損失		45,201
法人税、住民税及び事業税	612	
法人税等調整額	37,591	38,203
当期純損失		83,404

株主資本等変動計算書

(自 平成20年4月1日
至 平成21年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
株主資本	
資本金	
前期末残高	153,795
当期末残高	153,795
資本剰余金	
資本準備金	
前期末残高	160,071
当期末残高	160,071
その他資本剰余金	
前期末残高	43
当期変動額	
自己株式の処分	△43
当期変動額合計	△43
当期末残高	—
資本剰余金合計	
前期末残高	160,114
当期変動額	
自己株式の処分	△43
当期変動額合計	△43
当期末残高	160,071
利益剰余金	
利益準備金	
前期末残高	7,901
当期末残高	7,901
その他利益剰余金	
土地圧縮積立金	
前期末残高	749
当期末残高	749
別途積立金	
前期末残高	85,335
当期末残高	85,335
繰越利益剰余金	
前期末残高	68,944
当期変動額	
剰余金の配当	△6,742
当期純損失	△83,404
自己株式の処分	△7,293
当期変動額合計	△97,439
当期末残高	△28,495

科 目	金 額
利益剰余金合計	
前期末残高	162,929
当期変動額	
剰余金の配当	△6,742
当期純損失	△83,404
自己株式の処分	△7,293
当期変動額合計	△97,439
当期末残高	65,490
自己株式	
前期末残高	△40,504
当期変動額	
自己株式の取得	△50
自己株式の処分	38,503
当期変動額合計	38,453
当期末残高	△2,051
株主資本合計	
前期末残高	436,334
当期変動額	
剰余金の配当	△6,742
当期純損失	△83,404
自己株式の取得	△50
自己株式の処分	31,167
当期変動額合計	△59,029
当期末残高	377,305
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	12,895
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△9,937
当期変動額合計	△9,937
当期末残高	2,958
評価・換算差額等合計	
前期末残高	12,895
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△9,937
当期変動額合計	△9,937
当期末残高	2,958
純資産合計	
前期末残高	449,229
当期変動額	
剰余金の配当	△6,742
当期純損失	△83,404
自己株式の取得	△50
自己株式の処分	31,167
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△9,937
当期変動額合計	△68,966
当期末残高	380,263

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 満期保有目的の債券……償却原価法（定額法）であります。
- (2) 子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法であります。
- (3) その他有価証券

時価のあるもの……期末日の市場価格等に基づく時価法であります。

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの……移動平均法による原価法であります。

2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

- (1) 商品及び製品……主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）であります。
- (2) 仕掛品、原材料及び貯蔵品……主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）であります。

4. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物（純額）	… 8～50年
構築物（純額）	… 7～50年
機械及び装置（純額）	… 2～12年
航空機（純額）	… 2～5年
車両運搬具（純額）	… 3～7年
工具、器具及び備品（純額）	… 2～10年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3年及び5年間）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

…自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

…リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

5. 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金……売上債権・貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 投資損失引当金…時価のない投資有価証券、関係会社株式及び出資金の価値の減少による損失に備えるため、投資先の資産内容及び将来の回復可能性等を考慮して引当計上しております。

(3) 賞与引当金……従業員に対して支給する賞与に充てるため、会社が算定した当期に負担すべき支給見込額を計上しております。

(4) 製品保証引当金…販売した製品のアフターサービスに対する費用の支出に備えるため、原則として保証書の約款に従い過去の実績を基礎に将来の保証見込みを加味して計上しております。

(5) 工事損失引当金…航空宇宙事業の受注工事の損失に備えるため、当期末における未引渡工事のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、損失金額を合理的に見積もることができる工事について、当該損失見込額を計上しております。

(6) 退職給付引当金…従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（18年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（18年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌期から費用処理することとしております。

(7) 債務保証損失引当金…債務保証の履行損失に備えるため、被保証先の財政状態等を勘案し、必要額を見積計上しております。

7. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しております。

8. 売上高の計上基準

売上高のうち、航空宇宙事業の長期請負工事（工期1年超かつ請負金額1件50億円以上）については、工事進行基準により計上しております。

9. 重要なヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

当期にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は次のとおりであります。

ヘッジ手段 ヘッジ対象

金利スワップ 借入金

(3) ヘッジ方針

リスク管理方針に基づき金利変動リスクをヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動又はキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定することができるため、ヘッジの有効性の判断は省略しております。

10. その他計算書類作成のための基本となる事項

(1) 消費税等の処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。

(2) 金額表示の単位

金額表示の単位については、四捨五入により表示しております。

(会計方針の変更)

1. 重要な資産の評価基準及び評価方法の変更

たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、主として移動平均法による原価法によっておりましたが、当期より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日）が適用されたことに伴い、主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。

これにより、当期の営業損失、経常損失、税引前当期純損失はそれぞれ3,611百万円増加しております。

2. リース取引に関する会計基準の適用

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に準じた会計処理によっておりましたが、当期より、当社は「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））を適用しております。

これによる当期の営業損失、経常損失、税引前当期純損失への影響はありません。

上記の変更により、貸借対照表においては固定資産の「リース資産（純額）」が248百万円、流動負債の「リース債務」が68百万円、固定負債の「リース債務」が193百万円増加しております。

3. 重要な引当金の計上基準

工事損失引当金

当期より、航空宇宙事業の受注工事の損失に備えるため、当期末における未引渡工事のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、損失金額を合理的に見積もることができる工事について、当該損失見込額を工事損失引当金として計上しております。これは、当該損失の見込額に重要性が増したこと、また、財務内容の健全化と期間損益の一層の適正化を図るために行ったものであります。

これにより、当期の営業損失及び経常損失はそれぞれ433百万円減少し、税引前当期純損失は2,468百万円増加しております。

(追加情報)

1. 有形固定資産の耐用年数の変更

当社の機械装置について「減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令」が公布されたことにより、見直しを行いました。

これにより、当期の営業損失は1,566百万円増加し、経常損失及び税引前当期純損失はそれぞれ1,579百万円増加しております。

(貸借対照表関係)

1. 有形固定資産に対する減価償却累計額 491,402百万円
2. 建物の貸借対照表計上額は、国庫補助金等による圧縮記帳額517百万円を直接控除して表示しております。

3. 有形固定資産のうち、担保として財団抵当に供している資産

建物	898百万円
土地	520百万円
合 計	1,418百万円

対応する債務

短期借入金	2,000百万円
1年内返済予定の長期借入金	7,000百万円
長期借入金	20百万円
合 計	9,020百万円

また、土地33百万円は、関係会社の長期借入金および預り保証金等5,109百万円の担保に供しております。

4. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務

関係会社に対する短期金銭債権	155,602百万円
関係会社に対する短期金銭債務	25,590百万円
関係会社に対する長期金銭債権	14,809百万円

5. 偶発債務

(1) 金融機関からの借入金等に対する保証債務

被 保 証 者	保証金額（百万円）
スバル オブ インディアナ オートモーティブ インク	34,424
スバルファイナンス株式会社	24,000
従業員	21,455
スバル信州株式会社	2,000
スバル オブ アメリカ インク	1,765
北海道スバル株式会社	1,720
スバル興産株式会社	1,405
他 3社	406
合 計	87,175

(2) 金融機関からの借入金等に対する保証類似行為等

被 保 証 者	保証金額（百万円）
スバルファイナンス株式会社	28,713

6. 輸出手形割引高 4,379百万円

7. 特別目的会社に対する譲渡資産残高は、航空宇宙事業の売上債権19,611百万円であります。

(損益計算書関係)

1. 売上原価

期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、たな卸資産評価損として3,611百万円が売上原価に含まれております。

2. 関係会社との取引高

営業取引による取引高	売上高	527,074百万円
	仕入高	107,165百万円
	その他取引高	14,246百万円
営業取引以外の取引高	収益	8,801百万円
	費用	1,057百万円

3. 特別利益

1) 投資有価証券売却益のうち1,570百万円は、関係会社株式の売却益であります。

2) 投資損失引当金戻入額は、関係会社に対するものであります。

4. 特別損失

- 1) 投資有価証券評価損のうち、2,536百万円は、関係会社株式の評価損であります。
- 2) 貸倒引当金繰入額のうち、3,234百万円は、関係会社に対するものであります。
- 3) 当社の取引先であるEclipse Aviation Corporation (エクリップス社) が平成20年11月25日付けで米国において連邦破産法第11章の適用申請を行っていましたが、債権者により、平成21年2月24日付けで連邦破産法第7章の申請がなされ、3月5日付けで受理され、管財人の選任も行われました。これに伴い、当該取引先に対する債権の取立不能または取立遅延及び資産の毀損のおそれが生じ、以下のとおり特別損失を計上しております。

「投資有価証券評価損」 521百万円

「貸倒引当金繰入額」 2,640百万円

「その他」(たな卸資産評価損) 5,737百万円

- 4) 「その他」8,834百万円の主な内訳は、上記のたな卸資産評価損5,737百万円及び、世界ラリー選手権(WRC)におけるワークス活動の終了に伴う損失3,030百万円であります。

5. 法人税等調整額

繰延税金資産の回収可能性を慎重に検討した結果、37,591百万円を取崩しております。

(株主資本等変動計算書関係)

当期末における自己株式の種類および株式数

普通株式..... 3,282,316株

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

平成21年3月31日現在

(単位：百万円)

繰延税金資産	
株式評価損	14,822
貸倒引当金繰入限度超過	8,803
退職給付引当金繰入限度超過	7,963
たな卸資産評価損	7,917
賞与引当金	3,588
製品保証引当金	2,182
繰越欠損金	31,431
その他	7,446
<hr/>	
繰延税金資産小計	84,152
評価性引当金	△83,862
<hr/>	
繰延税金資産合計	290
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△2,013
圧縮積立金	△510
未収中間還付事業税	△290
<hr/>	
繰延税金負債合計	△2,813
<hr/>	
繰延税金資産の純額	△2,523

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
 税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

(リース取引関係)

1. リース取引に関する会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)
車両運搬具	10	6	4
工具、器具及び備品	1,223	704	519
合 計	1,233	710	523

(2) 未経過リース料期末残高相当額

1年以内	224百万円
1年超	349百万円
合 計	573百万円

(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

① 支払リース料	353百万円
② 減価償却費相当額	328百万円
③ 支払利息相当額	15百万円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

未経過リース料

1年以内	4百万円
1年超	2百万円
合 計	6百万円

(関連当事者との取引)
子会社

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注6)	科目	期末残高(注6)
子会社	スバルファイナンス株式会社	所有 直接 100%	当社製品の販売に係る金融、リース業等 役員の兼任	資金の貸付(注1)	95,347	貸付金	100,117
				貸付の返済(注1)	99,721		
				リース販売手数料等	2,145	未払費用	772
				債務保証(注2)	52,713		
						買掛金(注3)	9,697
						預け金	3,456
						未払金	1,304
子会社	スバル オブ アメリカ インク	所有 直接 100%	当社製品の輸入・ 販売 役員の兼任	製品の販売	190,598	売掛金	11,333
				製品の仕入	6,845	買掛金	1,748
子会社	スバル オブ インディアナ オート モーティブ インク	所有 直接 100%	当社製品の輸入及び 当社ブランド製品の 製造等 役員の兼任	製品の販売	35,169	売掛金	1,751
				債務保証(注4)	34,424		
子会社	新潟スバル株式会社	所有 直接100%	当社製品の販売等	投資有価証券 売却益(注5)	1,201		

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) スバルファイナンス株式会社に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して決定されております。なお、担保は受け入れておりません。
- (注2) スバルファイナンス株式会社の金融機関よりの借入等につき、債務保証を行ったもので、保証料は免除しております。
- (注3) スバルファイナンス株式会社に対する買掛金は、当社の取引先に対する債務引受契約に基づくものであります。
- (注4) スバル オブ インディアナ オートモーティブ インクの金融機関よりの借入につき、債務保証を行ったものであり、保証料は免除しております。
- (注5) 国内のスバル販売会社を統括会社体制へ移行したことに伴う新潟スバル株式会社への事業会社株式の売却益であります。
- (注6) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(1株当たり情報)

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 487円78銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | 109円63銭 |

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成21年 5月14日

富士重工業 株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員 公認会計士 高 橋 勉 ㊞
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 野 村 哲 明 ㊞
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 森 本 泰 行 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、富士重工業株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第78期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

- (1) 個別注記表の会計方針の変更に記載されているとおり、会社は当事業年度より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日）を適用している。
- (2) 個別注記表の会計方針の変更に記載されているとおり、会社は当事業年度より、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））を適用している。
- (3) 個別注記表の会計方針の変更に記載されているとおり、会社は当事業年度より、航空宇宙事業の受注工事の損失に備えるため、損失の発生が見込まれ、かつ、損失金額を合理的に見積もることができる工事について、当該損失見込額を工事損失引当金として計上している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第78期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成21年5月14日

富士重工業株式会社 監査役会

常勤監査役 街 風 武 雄 ⑩

常勤監査役 石 丸 雍 二 ⑩

常勤監査役
(社外監査役) 今 井 伸 茂 ⑩

監 査 役
(社外監査役) 宮 川 義 一 ⑩

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」という。）が平成21年1月5日に施行され、上場会社の株式は、株式振替制度に一斉移行（いわゆる株券の電子化）されました。これに伴い、当社の定款上不要となりました株券、実質株主および実質株主名簿に関する規定の削除等の所要の変更をおこなうものであります。（現行定款第6条、第8条、第9条、第10条）

なお、現行定款第6条（株券の発行）につきましては、決済合理化法附則第6条第1項に基づき、平成21年1月5日の同法施行日を効力発生日として定款の定めを廃止する定款変更を決議したものとみなされております。

(2) また、株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までの間これを作成して備え置かなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものであります。

(3) その他、上記変更に伴う条数の変更をおこなうものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更箇所を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<u>（株券の発行）</u> <u>第6条 当社は、株式に係る株券を発行する。</u>	（削除）
第7条 （条文省略）	第6条 （現行どおり）

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第8条 当社は、株主名簿管理人を置く。株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備え置き、その他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 当社の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p>当社は、第6条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。</p> <p>ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>1. ～4. (条文省略)</p> <p>第11条～第49条 (条文省略) (新設)</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第7条 当社は、株主名簿管理人を置く。株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備え置き、その他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p>(削除)</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>1. ～4. (現行どおり)</p> <p>第10条～第48条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>第1条 当社の株券喪失登録簿の作成および備え置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p> <p>第2条 前条および本条は、平成22年1月6日をもって削るものとする。</p>

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（8名）は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、
取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および担当ならびに 他 の 法 人 等 の 代 表 状 況	所有する当社 株式の数
1	森 郁 夫 (昭和22年8月19日生)	昭和45年4月 当社入社 平成7年6月 当社海外営業本部北米事業部主管 平成13年6月 当社スバル営業本部営業企画部長 兼販売促進部主管 平成14年6月 当社執行役員スバル営業本部欧州 地区本部長兼アジア・大洋州地区 本部長 平成16年6月 当社執行役員スバル部品用品本部 長 平成17年4月 当社常務執行役員スバル海外営業 本部長 平成18年6月 当社専務執行役員スバル海外営業 本部長 平成18年6月 当社代表取締役社長 現在に至る (他の法人等の代表状況) 社団法人 日本航空宇宙工業会会長	30,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当ならびに他の法人等の代表状況	所有する当社株式の数
2	小松 熙 (昭和20年5月7日生)	昭和43年4月 当社入社 平成3年6月 当社技術本部パワーユニット研究 実験第二部長 平成9年11月 当社スバル開発本部設計品質管理 部長 平成11年6月 当社執行役員品質保証本部副本部 長兼品質企画部長 平成13年6月 当社常務執行役員スバル技術本部 副本部長 平成15年6月 当社専務執行役員産業機器カンパ ニープレジデント 平成17年4月 当社専務執行役員スバル製造本部 長 平成17年6月 当社取締役兼専務執行役員スバル 製造本部長 平成18年6月 当社代表取締役副社長 現在に至る (当社における担当) スバル商品企画本部、スバル技術本部、スバル技 術研究所、知的財産部	31,000株
3	及川 博之 (昭和21年7月29日生)	昭和44年4月 当社入社 平成4年4月 当社群馬製作所第一製造部長 平成11年6月 当社群馬製作所副所長 平成13年6月 当社執行役員製造本部副本部長兼 群馬製作所長 平成14年6月 当社常務執行役員スバル製造本部 長兼群馬製作所長 平成15年6月 当社常務執行役員スバル オブ インディアナ オートモーティブ インク (S I A) 社長 平成18年6月 当社取締役兼専務執行役員 S I A 社長 平成20年6月 当社取締役兼専務執行役員 現在に至る (当社における担当) スバル製造本部、スバル購買本部、スバル原価企 画管理本部、S I A	26,000株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および担当ならびに 他 の 法 人 等 の 代 表 状 況	所有する当社 株式の数
4	奥 原 一 成 (昭和23年1月27日生)	昭和45年4月 当社入社 平成5年6月 当社国内営業本部営業部（中国・四国・九州）地区担当部長 平成6年4月 当社国内営業本部営業第四部長 平成11年10月 当社人事部付東京スバル（株）出向 同社専務取締役 平成13年6月 当社執行役員スバル営業本部日本地区副本部長兼スバル部品用品本部長兼お客様サービスセンター長 平成15年6月 当社常務執行役員スバル日本営業本部長兼マーケティング本部長 平成17年4月 当社常務執行役員人事部長 平成18年6月 当社取締役兼専務執行役員人事部長 平成21年4月 当社取締役兼専務執行役員 現在に至る （当社における担当） 人事部、スバル国内営業本部、スバル部品用品本部、スバルカスタマーセンター	23,000株
5	長 門 正 貢 (昭和23年11月18日生)	昭和47年4月 株式会社日本興業銀行入行 平成13年6月 同行常務執行役員調査本部長 平成14年4月 株式会社みずほ銀行常務執行役員 平成15年4月 株式会社みずほコーポレート銀行常務執行役員米州地域統括 平成18年6月 当社専務執行役員 平成19年4月 当社専務執行役員スバル海外第二営業本部長 平成19年6月 当社取締役兼専務執行役員スバル海外第二営業本部長 平成20年6月 当社取締役兼専務執行役員 現在に至る （当社における担当） スバルグローバルマーケティング本部、スバル海外第一営業本部、スバル海外第二営業本部、スバル オブ アメリカ インク	26,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当ならびに他の法人等の代表状況	所有する当社株式の数
6	近藤 潤 (昭和25年7月20日生)	昭和51年4月 当社入社 平成11年4月 当社群馬製作所第二製造部長 平成13年6月 当社群馬製作所副所長 平成15年6月 当社執行役員スバル製造本部長兼群馬製作所長 平成16年5月 当社執行役員スバル原価企画管理本部長兼コスト企画部長 平成16年6月 当社常務執行役員スバル原価企画管理本部長 平成18年6月 当社常務執行役員スバル原価企画管理本部長兼スバル購買本部副本部長 平成19年4月 当社常務執行役員戦略本部長兼スバル原価企画管理本部長 平成20年6月 当社取締役兼専務執行役員戦略本部長 平成21年4月 当社取締役兼専務執行役員 現在に至る (当社における担当) 戦略本部、スバル品質保証本部、産業機器カンパニー	20,020株
7	吉永 泰之 (昭和29年3月5日生)	昭和52年4月 当社入社 平成11年10月 当社国内営業本部営業企画部長 平成15年10月 当社スバル戦略本部副本部長兼経営企画部長 平成17年4月 当社執行役員戦略本部副本部長兼経営企画部長 平成18年6月 当社執行役員戦略本部長 平成19年4月 当社執行役員スバル国内営業本部長兼販売促進部長 平成19年6月 当社常務執行役員スバル国内営業本部長 現在に至る	14,000株

(注) 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役1名の選任をお願いするものであり、その候補者は、次のとおりであります。本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

なお、監査役街風武雄氏は、本総会終結の時をもって辞任されます。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当ならびに 他の法人等の代表状況	所有する当社 株式の数
高木俊輔 (昭和21年10月28日生)	昭和44年4月 当社入社 平成11年6月 当社執行役員総務部長兼不動産開発部長 平成13年6月 当社常務執行役員財務管理部長 平成15年6月 当社取締役兼専務執行役員 平成17年6月 当社代表取締役兼専務執行役員戦略本部長 平成18年6月 当社代表取締役兼専務執行役員 現在に至る	30,000株

(注) 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

本総会の開始の時をもって平成20年6月25日開催の第77期定時株主総会においてなされた補欠の社外監査役の選任に係る決議が失効することから、あらためて、法令で定められた監査役の員数を欠くこととなるときに備えて、補欠の社外監査役1名の選任をお願いするものであります。

補欠の監査役候補者は次のとおりであります。

なお、本総会における関谷 巖氏の選任に係る決議の効力につきましては、当該決議後最初に開催する定時株主総会の開始の時までとするほか、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議により、その選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては監査役会の同意を得ております。

氏名 (生年月日)	略歴および他の法人等の代表状況	所有する当社株式の数
関谷 巖 (昭和20年12月11日生)	昭和48年4月 弁護士登録（東京弁護士会） 昭和58年10月 関谷法律事務所開設 平成18年11月 学校法人慶應義塾監事 平成20年4月 菱洋エレクトロ株式会社 社外監査役 現在に至る	40,800株

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 監査役候補者は補欠の社外監査役として選任するものであります。
 3. 関谷 巖氏は、長年にわたって弁護士として活動しており、その学識および経験に基づき企業法務全般に関する高度な専門的知見を有しています。また、当社を含めて会社の経営に関与した経験はありませんが、企業法務を通じて会社の経営に関しても多くの知見を有しています。
 以上のことから、同氏は、社外監査役として適任であるとともに、当社の社外監査役に就任した際には、その職務を適切に遂行することができるものと判断しました。
 4. 当社は社外監査役がその期待される役割を十分に果たすことができるよう、定款第38条において、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これに基づき、関谷 巖氏が社外監査役に就任された場合には、当社は、同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。
 当社が同氏との間で締結する予定の責任限定契約の内容の概要は、次のとおりであります。
 (1) 社外監査役の会社法第423条第1項に基づく損害賠償責任の限度は、500万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。
 (2) 上記を内容とする責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限る。

以上

インターネット等による議決権行使のご案内

1. インターネットによる議決権行使に際して、ご了承ください事項

議決権をインターネットにより行使される場合は、次の事項をご了承の上、行使していただきますよう、お願い申し上げます。

- (1) インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<http://www.it-soukai.com/>または<https://daiko.mizuho-tb.co.jp/>) をご利用いただくことによつてのみ可能です。なお、インターネットにより、議決権を行使される場合は、招集ご通知同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードが必要となります。
- (2) 今回ご案内する議決権行使コードおよびパスワードは、本総会に関するのみ有効です。
次の総会の際には、新たに議決権行使コードおよびパスワードを発行いたします。
- (3) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットの行使を有効な行使としてお取扱いいたします。
- (4) インターネットで複数回数議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効な行使としてお取扱いいたします。
- (5) インターネットに関する費用（プロバイダ接続料金・通信料金等）は、株主の皆様のご負担となります。

2. インターネットによる議決権行使の具体的方法

- (1) 議決権行使ウェブサイト (<http://www.it-soukai.com/>または<https://daiko.mizuho-tb.co.jp/>) にアクセスしてください。
行使期間中の午前3時～午前5時は上記ウェブサイトにはアクセスすることができません。
- (2) 議決権行使コードおよびパスワードを入力し、「ログイン」ボタンを押してください。
議決権行使コードおよびパスワードは、招集ご通知同封の議決権行使書用紙右下に記載しております。
- (3) 画面の案内に従い、平成21年6月23日（火）午後5時45分までに議決権を行使してください。

3. ご利用環境について

インターネットによる議決権行使をしていただくためには、以下のシステム条件が必要となります。

機 種	インターネットに接続できるパーソナルコンピュータ (Windows機種) ※Macintosh機種、PDA、ゲーム機には対応しておりません。
インターネット環境	プロバイダーとの契約などによりインターネットが利用できる環境。
OS	Windows95以降
ブラウザ	Internet Explorer5.5以降 設定は初期設定値にしてください (SSL、Cookie、JAVA等)。
画面解像度	800×600以上 (1024×768以上を推奨いたします。)

(注) Windows、Internet Explorerは、米国Microsoft社の登録商標です。

4. セキュリティについて

行使された情報が改ざん・盗聴されないよう暗号化 (SSL128bit) 技術を使用しておりますので、安心してご利用いただけます。

また、議決権行使書用紙に記載された議決権行使コードとパスワードは、株主の皆様ご本人を認証する重要なものです。他人に絶対に知られないようご注意ください。当社より株主の皆様のパスワードをお問い合わせすることはございません。

5. お問い合わせ先について

- (1) 議決権電子行使に関するパソコン等の操作方法等に関する専用お問い合わせ先
みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
電話 0120-768-524 (フリーダイヤル)
(受付時間 午前9時から午後9時まで 土日休日を除く)
- (2) 上記(1)以外の住所変更等に関するお問い合わせ先
みずほ信託銀行 証券代行部
電話 0120-288-324 (フリーダイヤル)
(受付時間 午前9時から午後5時まで 土日休日を除く)

6. 議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様 (常任代理人様を含みます) につきましては、株式会社東京証券取引所により設立された合弁会社が運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

以 上

会場ご案内図



[交通]

- ・新宿駅西口から徒歩約9分（西口以外からは更に時間を要しますので、西口からお越しただくことをお勧めいたします。）
- ・東京メトロ丸ノ内線西新宿駅②出口から徒歩約4分
- ・都営地下鉄大江戸線都庁前駅A⑦出口に直結

（新宿駅西口小田急ハルク前（35番バス停）よりハイアットリージェンシー東京まで、無料シャトルバスを午前8時10分から20分間隔で運行しております。）

※当会場には駐車場がございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。